

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第11条第4項
処 分 の 概 要 : 拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会
法 令 の 定 め : <ul style="list-style-type: none"><li>・ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条 (許可)</li><li>・ 銃砲刀剣類所持等取締法第6条 (国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)</li><li>・ 銃砲刀剣類所持等取締法第11条第4項</li><li>・ 火薬類取締法第50条の2第1項 (猟銃用火薬類等の特則)</li><li>・ 火薬類取締法施行令第12条 (猟銃用火薬等)</li></ul>
処 分 基 準 : <p>当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。</p>
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係)
備 考 :